訪問看護、介護予防訪問看護　重要事項説明書

＜2026 年　11 月　11 日現在＞

１ 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	舞鶴市
代　表　者　名	舞鶴市病院事業　舞鶴市長　　鴨田秋津
所　　在　　地	舞鶴市北吸1044番地
連　　絡　　先	市立舞鶴市民病院 （所在地）　〒624-0906　舞鶴市字倉谷1350番地の11 （電　話）　０７７３－６０－９０２０ （F　A　X）　０７７３－７６－８７３０

２ 事業所の概要

（１）事業所名称及び事業所番号

事業所名	かさ訪問看護ステーション
所在地・連絡先	（所在地）　〒624-0954　舞鶴市字八田962 （電　話）　０７７３－８２－００３２ （F　A　X）　０７７３－８２－５５５５
事業所番号	２６６２７９０１２６
管理者の氏名	大堂　千穂

（２）事業所の職員体制

従業者の職種	人数（人）	区　分			
		常勤(人)		非常勤 (人)	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1		1		
看護職員(看護師)	4	1	1	2	
看護職員(准看護師)	0				
理学療法士	0				
事務職員等	1				1

（３）通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	舞鶴市（加佐及び城南、城北中学校区）

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

（４）営業日・営業時間等

サービス提供日	平　日
サービス提供時間	８：３０～１７：１５

※ 営業しない日：　土曜日・日曜日・祝日・１２月２９日～１月３日

※ ２４時間対応体制あり（電話　８２－００３２、待機者に転送されます）

３ サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等
１　訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
２　訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 （１）　病状・障害・全身状態の観察 （２）　清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話 （３）　褥瘡の予防・処置 （４）　リハビリテーション （５）　終末期ケア、精神疾患や認知症患者の看護 （６）　療養生活や介護方法の相談・助言 （７）　カテーテル等の交換・管理 （８）　家族への療養介護等の指導、相談、助言、家族の健康管理 （９）　その他在宅医療を継続するために必要な、医師の指示による医療処置

■　訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）の作成及び評価等

担当の看護職員等が、主治医の指示及び居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

４ 費　用

費用は、利用者様の各種保険負担割合（負担割合証に記載）に応じた額となります。

なお、保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は１か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

【料　金　表】

訪問看護の利用料金は、介護保険または医療保険のどちらかで算定されます。
要介護認定者には、原則、介護保険が優先して適用されます。

■介護保険（地域区分　１単位：１０円）

サービス提供時間	サービス単位	利用者負担額		
＜訪問看護＞		＜1割＞	＜2割＞	＜3割＞
20分未満	314単位/回	314円	628円	942円
30分未満	471単位/回	471円	942円	1,413円
60分未満	823単位/回	823円	1,646円	2,469円
90分未満	1,128単位/回	1,128円	2,256円	3,384円
＜介護予防訪問看護＞				
20分未満	303単位/回	303円	606円	909円
30分未満	451単位/回	451円	902円	1,353円
60分未満	794単位/回	794円	1,588円	2,382円
90分未満	1,090単位/回	1,090円	2,180円	3,270円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600単位/月	600円	1,200円	1,800円
特別管理加算（Ⅰ）	500単位/月	500円	1,000円	1,500円
（Ⅱ）	250単位/月	250円	500円	750円
複数名訪問加算（30分未満）	254単位/月	254円	508円	762円
（30分以上）	402単位/月	402円	804円	1,206円
ターミナルケア加算	2,500単位	2,500円	5,000円	7,500円
長時間訪問看護加算	300単位/回	300円	600円	900円
看護・介護職員連携強化加算	250単位/月	250円	500円	750円
初回加算（１）	350単位/月	350円	700円	1,050円
＊退院・退所当日の初回訪問				
初回加算（２）	300単位/月	300円	600円	900円
＊上記以降の訪問				
退院時共同指導加算	600単位/月	600円	1,200円	1,800円
遠隔死亡診断補助加算	150単位/月	150円	300円	450円
専門管理加算（緩和ケア）	250単位/月	250円	500円	750円
介護職員等処遇改善加算	１ヵ月の単位数の総計に1.8%を乗じて算出した額			

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

※ 当事業所は、年間を通じて２４時間、いつでも連絡がとれる体制を設けており、必要に応じ緊急訪問を行います。その場合は所定の利用料が必要となります。

※ 電話での相談・指導のみで、訪問の必要が無かった場合の利用料は不要です。

※ 夜間（午後６時から午後１０時まで）・早朝（午前６時から午前８時まで）の訪問は、

１回につき所定単位数の１００分の２５を加算します。深夜（午後１０時から午前６時まで）の訪問は、同じく１００分の５０を加算します。

※ 特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する利用者様に対して訪問看護を行った場合に加算します。

① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

② 在宅自己腹膜灌流（かんりゅう）指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

④ 真皮を超える褥瘡の状態

⑤ 点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前１４日以内に２日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

イ　多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（綿条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

ロ　急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。

※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。）が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により１人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算します。

※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、１回の時間が１時間３０分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（１時間以上１時間３０分未満）に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた１時間３０分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

■医療保険

要介護認定されていない場合や、「厚生労働大臣が定める疾病等」または特別訪問看護指示書による期間中は、医療保険が適用されます。

名称	サービス単位	利用者負担額		
訪問看護基本療養費（Ⅰ）		＜1割＞	＜2割＞	＜3割＞
週3日目まで	5,550円/日	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降	6,550円/日	655円	1,310円	1,965円
訪問看護基本療養費（Ⅱ）				
同一日2人まで	5,550円/日	555円	1,110円	1,665円
同一日3人まで	2,780円/日	278円	556円	834円
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	8,500円/日	850円	1,700円	2,550円
専門研修受講の看護師	12,850円/月	1,285円	2,570円	3,855円
遠隔死亡診断補助加算	1,500円	150円	300円	450円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）				
週3日目まで30分以上	5,550円/日	555円	1,110円	1,665円
週3日目まで30分未満	4,250円/日	425円	850円	1,275円
週4日目以降30分以上	6,550円/日	655円	1,310円	1,965円
週4日目以降30分未満	5,100円/日	510円	1,020円	1,530円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）				
（同一日2人まで）				
週3日目まで30分以上	5,550円/日	555円	1,110円	1,665円
週3日目まで30分未満	4,250円/日	425円	850円	1,275円
週4日目以降30分以上	6,550円/日	655円	1,310円	1,965円
週4日目以降30分未満	5,100円/日	510円	1,020円	1,530円
（同一日3人以上）				
週3日目まで30分以上	2,780円/日	278円	556円	834円

週3日目まで30分未満	2,130円/日	213円	426円	639円
週4日目以降30分以上	3,280円/日	328円	656円	984円
週4日目以降30分未満	2,550円/日	255円	510円	765円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）	8,500円/日	850円	1,700円	2,550円

※ 「厚生労働大臣が定める疾病等」とは、次の通りです。
末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のもの)、多系統萎縮症(綿条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー､脊髄性筋萎縮症､球脊髄性筋萎縮症､慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

※ 健康保険の割合負担額・公費の利用に応じてお支払いいただきます。

※ 訪問看護基本療養費（Ⅰ）は、看護師・保健師・助産師が訪問した場合の 1 回分の料金。1 日に 1 回の算定、原則週３日までの利用が限度です。

※ 同（Ⅱ）は、同一建物居住者に同一日に複数の利用者に訪問する場合の料金です。

※ 同（Ⅲ）は、退院後に訪問看護を利用する予定者が、外泊時に訪問看護を利用する場合に算定します。

※ 精神科訪問看護基本療養費は、精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の料金です。

※ 精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）は、看護師・保健師・助産師が訪問した場合の 1 回分の料金です。

※ 同（Ⅲ）は同一建物の居住者に、同一日に複数の利用者へ訪問する場合の料金です。

※ 同（Ⅳ）は、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている方が、訪問看護を利用する場合に算定します

■その他の利用料金（自己負担）

● 交通費

- 通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。
- それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。
- なお、自動車等を使用した場合は、次の交通費をいただきます。

舞鶴市内	無料
舞鶴市外	かさ訪問看護ステーションから 10㎞ 離れるごとに 100 円

● その他の費用

- サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。
- 訪問看護に必要な材料費（保険適応外の衛生材料）は実費請求いたします。

・ 在宅にて亡くなられた方の処置を行なった場合は、11,000 円（税込）を請求致します。
・ その他の費用が必要となった場合は、その都度説明し、同意を得て請求致します。

■キャンセル料

・ 利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。
・ ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日までに連絡があった場合	無　　料
利用日の利用時間までに連絡があった場合	利用者負担額の５０％
連絡がなかった場合	利用者負担額の１００％

■利用料等のお支払方法

毎月、１０日までに前月分の請求をいたしますので、期日までに下記口座に振り込んで下さい。入金確認後、領収証を発行します。

入金が２カ月滞った場合は、サービス提供を終了する場合がありますのでご了承ください。

入金方法は下記のとおりです。

（１） 現金でのお支払い　診療所窓口でお支払いください（平日８：３０～１７：１５）

（２） 金融機関での口座振り込み（別途手数料が必要）

※振込人氏名は、利用者様のお名前でお願いします。

京都銀行東舞鶴支店
普通預金口座（口座番号３０１００２）
口座名義　市立舞鶴市民病院　企業出納員
ｼﾘﾂﾏｲﾂﾞﾙｼﾐﾝﾋﾞｮｳｲﾝ　ｷｷﾞｮｳｽｲﾄｳｲﾝ

（３） 口座振替によるお支払い（別途契約及び手数料が必要）

別途ご相談ください。

５ 事業所の特色等

（１） 事業の目的

要介護または要支援状態等となった場合に、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的とします。

（２） 運営方針

1. 利用者の要介護・要支援状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護・要支援状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行います。
2. 自ら提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
3. 事業の提供に当っては、訪問看護の指示を行った主治医の指示、利用者の希望、心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

した訪問看護計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るよう妥当適切に行います。

4. 事業の提供に当っては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいよう指導または説明を行います。
5. 事業の提供に当っては、医学の進歩に対し、適切な看護技術をもって行います。
6. 事業の提供に当っては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し適切なサービスの提供を行う。
7. 事業の提供に当っては、関係市町村、地域の保健・福祉サービス及び居宅サービス事業所等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を行います。
8. 事業の提供に当っては、計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成し、主治医、居宅介護支援事業所等に対して情報提供を行う。また、地域の保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めます。

（３） その他

業務継続計画に必要な研修及び訓練を年１回以上行います。

６ サービス内容に関する苦情等相談窓口

（１）苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

当事業所　相談窓口	窓口責任者　大堂　千穂 受 付 時 間　月曜日～金曜日８：３０～１７：１５ 連　絡　先　電話　０７７３－８２－００３２ ＦＡＸ　０７７３－８２－５５５５
市立舞鶴市民病院 総務課	受 付 時 間　月曜日～金曜日８：３０～１７：１５ 連　絡　先　電話　０７７３－６０－９０２０ ＦＡＸ　０７７３－７６－８７３０
舞鶴市介護保険担当窓口 福祉部　高齢者支援課	受 付 時 間：月曜日～金曜日９:００～１６：３０ 電 話 番 号：０７７３－６６－１０１３
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護管理係	受 付 時 間：月曜日～金曜日９：００～１７：００ 電 話 番 号：０７５－３５４－９０９０

（２）苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための手順は以下のとおりです。

1. 苦情が寄せられた場合には、窓口担当者が利用者本人又はその家族に連絡を取り、事情を聞き取ります。
2. 窓口担当者から事業所管理者へ報告し、事実関係の確認・調査と対応方法について検討します。
3. 苦情受付から 3 日以内に利用者本人又はその家族に説明を行います。

７ サービス利用における禁止事項

利用者様、ご家族、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、サービスを終了する場合があります。

（１） 職員に対して暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

（２） パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどのハラスメント行為。

（３） 職員の写真や動画の撮影及び録音などをする行為、またそれらを無断で SNS 等に掲載する行為。

８　緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

９ 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等、市町村及び京都府に報告を行います。

１０ 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な処置を講じています。

ただし、被災状況により平常時と同様に訪問ができなくなる可能性があります。

また、看護師に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しています。

１１　虐待の防止について

利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

（１） 虐待の防止に関する委員会の設置と責任者の選定。
（２） 虐待防止のための指針の整備。
（３） 職員に対する虐待防止の啓発・普及に関する研修の実施。
（４） その他虐待防止のために必要な措置。

１２　個人情報の保護及び秘密の保持について

（１） 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
（２） 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。
（３） 救急搬送時などの情報提供は、家族の同意を得ず搬送先へ情報提供する場合があります。

１３ その他留意事項

（１） サービス利用の際は、マイナンバーカード又は資格確認書、各種被保険者証を提示してください。
（２） マイナンバーカード又は資格確認書、各種被保険者証に記載された内容（被保険者資格、有効期間等）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
（３） 職員は、年金の管理や金銭の貸借、支払い行為、書類の預かりなどは行いません。
（４） お茶などのもてなしや、贈り物等は固くお断りいたします。
（５） 大切なペットの安全を守るためにも、ケージに入れる等のご協力をお願いいたします。
（６） 学生の実習などで同行訪問させていただく場合があります。事前にお知らせいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 （家族等）	氏名（続柄）	（　　）
	住　所	
	電話番号 （携帯電話）	

主治医	病院（診療所）名	
	所在地	
	氏　名	
	電話番号	

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問看護（介護予防訪問看護）のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

年月日：　　年　　月　　日

事 業 者　　事業者（法人）名　　舞鶴市
所在地　　京都府舞鶴市字北吸 1044 番地
代表者名　　舞鶴市病院事業　舞鶴市長　鴨田秋津

説 明 者　　事業所名　　かさ訪問看護ステーション
事業所所在地　　京都府舞鶴市字八田 962
事業所番号
氏　名

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

なお、緊急時訪問看護加算については以下の通りとします。

□　利用する
□　利用しない

年月日：　　年　　月　　日

利用者本人　　住　所
氏　名

（署名・法定）代理人　　住　所
（続柄）　　氏　名